

別紙 3

プロフィットシェアの適用・納付方法（案）

- 1 乙が収受する本施設の利用料金収入の額（以下「実績収入額」という。）が、乙が本件業務に関する提案において示していた利用料金収入の額（以下「提案収入額」という。）を超える場合には、その超過額（以下「超過収入額」という。）について、次の各号に定めるところにより甲及び乙に配分するものとする。
 - （１） 実績収入額が提案収入額の 120 パーセントに相当する額（以下「基準額」という。）以下である場合、超過収入額の全額を乙の収入とする。
 - （２） 実績収入額が基準額を超える場合、基準額から提案収入額を控除した額の全額を乙の収入とし、実績収入額から基準額を控除した額については、乙●（例：70）パーセント、甲●（例：30）パーセントの割合により配分する。なお、甲に対する配分割合は30パーセントを下限とし、乙が本件業務に関する提案において示した割合とする。
- 2 乙は、各年度終了後、甲が別に定める期日までに、実績収入額、超過収入額の算定根拠を明らかにした書面（以下「精算報告書」という。）を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、精算報告書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要があると認めるときは、乙に対して資料の提出その他必要な説明を求めることができる。
- 4 乙は、甲の確認を経た後、甲の指定する期日までに、前項の配分に基づき甲が取得すべき額を甲に納付するものとする。
- 5 乙が前項の期日までに納付しないときは、甲は、乙に対し、遅延損害金として、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を求めることができる。
- 6 甲は、各年度の実績収入額が提案収入額を著しく上回るもしくは下回る状況が継続するなど、基準額の算定基礎が実態と著しく乖離していると認めるときは、乙と協議の上、基準額の見直しを求めることができる。
- 7 第1項の提案経費額の算定に含まれる費目の範囲、実績収入額の算定方法その他本別紙の運用に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。